

埼玉県警察情報管理システムによる運転適性検査等管理業務実施要領

平成21年11月24日

試 第 1 1 5 2 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察情報管理システムによる運転適性検査等管理業務実施要領の制定について

(通 達)

運転適性検査及び運転適性相談に関する情報を一元的に管理し、業務の適正かつ円滑な運用を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成21年12月1日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別添

埼玉県警察情報管理システムによる運転適性検査等管理業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察情報管理システムによる運転適性検査等管理業務（以下「適性検査等管理システム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、運転適性検査等管理業務とは、埼玉県警察運転適性相談室設置運営要綱（昭和63年埼例規第53号・試。以下「要綱」という。）に定める運転者の適性検査及び適性相談に関する業務をいう。

第3 基本台帳

総務部情報管理課に、適性検査等管理システムに関する次の基本台帳（以下「ファイル」という。）を置くものとする。

第4 運用体制

1 運用責任者

- (1) 警察本部に運用責任者を置き、交通部運転免許本部運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、適性検査等管理システムに係る事務を統括する。

2 運用担当者

- (1) 交通部運転免許本部運転免許試験課に運用担当者を置き、運転適性検査を担当する課長補佐をもって充てる。
- (2) 運用担当者は、運用責任者を補佐し、運転適性検査等管理システムの適切な運用管理に努めるものとする。

一部改正〔平成22年第770号〕

第5 登録

1 登録対象者

登録の対象者は、要綱第6条各号に掲げる者とする。

2 登録の種類、登録事項及び登録時期

登録の種類、登録事項及び登録時期は次表のとおりとする。

3 登録者

登録者は、交通部運転免許本部運転免許試験課員のうち運転適性検査を担当する職員とする。

一部改正〔平成22年第770号〕

第6 帳票出力

試験課長は、次に掲げる帳票をネットワークシステムにより印字出力することができる。

- (1) 運転適性検査該当者発見報告書
- (2) 運転適性相談受理票（要綱別記様式第5号）
- (3) 運転適性検査診断嘱託書（要綱別記様式第16号）
- (4) 適性相談記録簿（要綱別記様式第19号）
- (5) 運転適性相談終了書（要綱別記様式第20号）
- (6) 運転適性検査の実施結果通報・回答書（要綱別記様式第21号）
- (7) 臨時適性検査実施通知書（埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）別記様式第17号）
- (8) 適性検査受検命令書（埼玉県道路交通法施行細則別記様式第18の2）
- (9) 診断書提出命令書（埼玉県道路交通法施行細則別記様式第18の3）
- (10) 行政処分上申書（運転免許関係事務処理要領（平成元年埼例規第38号・免・教育・試）別記様式第32号）

一部改正〔平成26年第535号〕

第7 登録データの保存期間

登録データの保存期間は、処理結果登録を行った日から9年とする。

一部改正〔平成26年第535号〕

実施日

この通達は、平成21年12月1日から実施する。

実施日（平成22年3月30日務第770号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成26年5月30日試第535号）

この通達は、平成26年6月1日から実施する。

【別表省略】